第２回世田谷区子どもの権利委員会議事録

▽日　時
令和７年12月９日（火）午後６：30～

▽場　所
北沢タウンホール12階スカイサロン

▽出席委員
森田委員長、佐藤副委員長、高石委員、中委員、安藤委員、渡部委員、有本委員、遠藤委員、近藤委員

▽事務局
松本子ども・若者部長、寺西子ども・若者支援課長

▽資　料
・資料１　課題共有会議及び第１回調査・検討部会の実施結果について
・資料２　本日の議論に向けた課題意識
・参考資料　子どもの権利の認知度

▽議事

寺西課長　　それでは、定刻になりましたので、第２回子どもの権利委員会を開会いたします。改めまして、皆様、本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の寺西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日同席いたします子ども・若者部長の松本でございます。

本日の出欠の状況でございますが、本日は全員参加でございまして、２分の１以上の定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立をしております。

資料は、各委員の皆様の机の上に、次第、資料１、２及び参考資料を配付しております。

それでは、森田委員長、今後の議事につきまして、よろしくお願いいたします。

森田委員長　　改めて、皆さん、こんばんは。今までちょっとアイスブレイクをやっていたんですけれども、これから本番ということで、あまり緊張しないでいきましょう。

１時間半ということですが、今日のゴールは、要するに１年半かけて私たちが議論していくテーマを設定する、ここが一番のゴールです。何とかそこまでたどり着きたいと思っているんですが、先ほども話したように、それを誘導してはいけないので、情報の集め方と、行政の関わり方、そして、大人委員や専門委員の関わり方、子ども委員や若者委員の人たちとの関わり、そして、その人たちとのこの委員会の進め方というなどなど、いろいろ実は議論してきたということを話しました。

その上で、今日もその話をした中で、私たちは話すことがありますというこの３人の力強い話を聞きながら思ったんですが、まずは第１回のこの会議を終えて、そして私たちは課題共有会議や調査部会を終えて、皆さんにできるだけ分かりやすい形で情報提供しながら、あまり負担をかけないようにして今日に至ったということです。でも、皆さんの意見の中から、もう少しやっぱりここは話したいなと思うことから今日は入りたいと思います。

実は課題共有会議というのは権利擁護の部分だとか、計画だとか、具体的には社会的養育なんかを受けている人たちの問題だとか、いろいろ専門的に世田谷区の行政に関わっている人たちはやっているということから、やっぱり子どもの権利ということを私たちが語ろうとすると、

さっきの話につながるんですが、言葉の持っている意味合いとか、それから、対象としている人たちだとか、対象としている事だとか、もっと言うと子どもの権利ということだって、枠組みが随分違うんだろうなということを感じながら実は私はここまで来ているんですね。

では、あなたが一番語りたいと思っている学校のことを、これからちょっと深掘りしていきたいと思います。あなたが思っている学校というのは、今、高校なんだよね。あるいは、ひょっとしたら今までの中学を指しているかもしれないし、小学校を指しているかもしれない、その前の乳幼児期の場所を指しているかもしれないんだけれども、学校といってもいっぱいあるわけです。しかも、今いる学校で感じていることということを深掘りすると、一体どういうことが私たちの中に見えてくるか。ちょっとそこから話を始めたいと思うので、いいですか。

では、お願いします。

委員　　私が思っているのは、中学と高校で生活してきた中で、これは子どもの権利が侵害されているんじゃないかと感じたことがあるんですけれども、すごい具体的な話になってしまうんですけれども、体育祭がすごい大きなイベントであって、そこで男子生徒がスカートをはいてダンスを披露するということに対して、先生が反対をしたんですね。それは駄目と禁止をして、確かに先生の言うことも分かるんですけれども、それが生徒が納得できる形で反対されなくて、生徒の意見も聞かずに禁止されてしまったということと、あとは学校内でのスマホの利用について、正当な理由があってスマホを使いたいと申請しても、ちゃんと許可書みたいなものを書いて先生を説得しようとしても、理由もなしに断られてしまうということがあって、それはちゃんと生徒の意見を聞いていないんじゃないかというのが生徒の中で意見として挙がって、もちろんスマホを使ってはいけない理由を先生が持っているんだなというのは分かるんですけれども、その理由を提言してくれないというのがすごく納得できないなと思う部分としてあったので、どうしたら生徒の意見を聞いてもらえるのか、その環境をつくるためにはどうすればいいのかというのをすごく話し合いたいと思います。

森田委員長　　ちょっとみんなの最近の話も聞いてみますね。具体的に課題共有会議でどういう話があったかということも、ここの場でもう１回私が話したほうがいいですか。それは話さなくていいですか。ここにまとめてはあるんだけれども。

寺西課長　　事務局から御説明します。資料１に、先日の課題共有会議の概要を簡単にまとめております。３ページ目から５ページ目までのところに、各

委員の皆さんからいただいた主な意見をまとめておりますので、適宜御参照いただければと思います。

森田委員長　　あまりこれに引っ張られるといけないので、まず、皆さんが何を語りたいかというところから今日はスタートしたい、そこからいきましょう。

とても大事なところだと思うんだけれども、意見が言えることと、聞いてくれているということと、聞いてもらっているのかどうかということの確認が、全然自分の中で実感として湧いてこないという話なんだよね、これはきっとね。このあたりの聞く、聞いてもらう、語る、意見表明というあたりの大人、学校の校長先生なのか、指導主事なのか、担任なのかは分からないけれども、そういう人たちと、そこら辺がどうも違うのかなというあたりもすごく気になっているかと思いました。

次、どうぞ。

委員　　私は先日、子どもの権利の日に、校長先生から全校朝礼でお話があって、そのときに、私の学校は最近テレビのハイジャックというか、ｉＰａｄが配られているので、ミラーリングとかを使って授業中に他クラスの邪魔をしたりすることがすごく多くて、職員室とかも、職員室のテレビを画面共有して邪魔したりすることがすごく増えて、それは今パスワードをつくって対策はされているんですけれども、そういったところでいろいろ問題が起こっていて、学ぶ権利が侵害されていると校長先生から全体にお話があって、そういった周知とかをして、結構クラス内で権利について話すこととか、自分たちで声かけとかが生まれているから、そういうのは周知していったほうがいいし、あと、権利は保証されるような環境をつくっていったほうがいいかなと思いました。

森田委員長　　今のお話の中で、私はそんな状態なんだと思ったんだけれども、要するにテレビの画面上、みんなが持っているｉＰａｄのここの画面上に、いろんな情報が流れてくるんだけれども、それを許可を得ないで流してしまう人たちがいる、そうではない。独自の意図を持って――外部の人なの？　内部の中で流すの？

委員　　ｉＰａｄなので名前とかがないので、配られているｉＰａｄは番号なので、正直、誰がやっているか分からないし、悪意があるかも分からないけれども、画面を見たら悪意があるかないは結構判断できちゃって、載せたらやばい画像とかを載せている人もいたり、間違って共有しちゃう人もいるけれども、悪口を書いて載せている人たちとかもいるから。

森田委員長　　つまり、自分の学ぶ情報源として入ってくるｉＰａｄの情報というのが、学びたいという自分の学ぶ、教えるというのかな、教授するところ

の関係性以外のところから、いろんな情報がｉＰａｄの中に入ってくる。そのことの問題ですか。

委員　　授業中とかに先生が授業で使うスライドとかをテレビに映しているんです。そういうときに、自分のクラスかもしれないけれども、ほかのクラスでも画面共有できてしまうのが、正直、今までは学校にいればどこからでもできてしまう状況だったので、授業中に画面が乗っ取られるというところで、授業の進行の妨げになっている。

森田委員長　　具体的には、そういった問題を、こちらの大人のほうで考えていってみるんだけれども、こういう問題をどういうふうに議論していったら、子どもの権利委員会の子どもの権利の評価検証のところで全体としてつながっていくのかということを考えていってみたいと思います。

今話があったことを少し共有していきたいということで何回か聞いてみたのね。それをもう少し、あなたとしては、学ぶというときに邪魔をしないでほしいみたいな感覚なのか、それはどういう感覚なのかな。私が理解できないだけなのか。どんな感覚でこの問題を扱ったらいいかということなんだけれども、どう思いますか。

委員　　私自身が言いたかったことは、守られる権利というところでちょっと題材は大きくなってしまうんですけれども、近年のニュース、報道を拝見していると、例えばいじめとか、体罰を受けた被害者の未成年の子どもたちが、裁判まで行くのはすごく大きなケースですけれども、解決をしたいときに、例えば加害者の権利が守られているというのが私は日本の現状だと思っていて、本来だったら被害を受けた方を守って、名前の報道とかも実名で被害者のほうがされてしまって、加害者はされない。例えば中学生同士がいじめをしたら、本来だったらいじめた子、例えば一番最悪だと死に至ってしまった子どもがいるとしたら、その子どもの命は返ってこないんですけれども、加害者は未成年なので裁判というところもあまり行かなかったりとか、あと、名前が公表されなくて、そのまま次の高校に普通に進学して、ひどい場合はそういうことがあったことを隠して進学できてしまっているという子どもがいるのが、私はちょっと許せないなと思っています。

被害者を守るのがまず大前提なんだけれども、逆に加害をしてしまっている子どもたちの権利というのもあると思うんです。加害してしまっている子どもたちの家庭環境が、例えば親から暴力を受けている子どもたちは、連鎖してしまうので、まずは未成年、特に何も被害を受けていなくても立場が弱い子どもたちをしっかりと守っていく。そういった被害者をしっかり守っていくような社会の取組も必要だと思いますし、ま

た、加害してしまった子どもたちの心の問題だったり、心のケア、そして、私が昨年参加した若者委員の活動のときに出ていたのは、やっぱり子どもを育てる親御さんへのサポートも足りないというところがありました。例えば欧米諸国だったら、普通に考えたら加害者側の家族というか、加害者側がしっかりと反省して社会で償っていって、被害者はしっかり守られていくという整備が整っていると思うんですけれども、日本はやっぱり反対になってしまっている。

最近だと、野球部の大会か何かの体罰問題のニュースがあって、それも、最初は被害者が世間にさらされてしまって、加害している学校のほうは何もなく試合を進めていたけれども、結局世間だったり、ＳＮＳの発信で、それはおかしいんじゃないかという市民の声が集まって、例えば加害した学校が次の甲子園に出られなくなったということもあったと思うんです。それは、法的な問題だったり、ちょっと難しい問題かもしれないんですけれども、まずはやっぱり未成年をしっかり守って権利を保障されたほうがいいと思いました。

あともう１点あるんですけれども、学校の画面の乗っ取りについて思ったのは、当事者ではないので分からないんですけれども、そもそも、乗っ取りというのが、今、多分パワーポイントとかで学校で授業をやって、そのときに勝手にブルートゥースとかで多分誰かがつないでしまってやっているということだと思うんですけれども、やっぱりそれはルールづくりというのも必要ですけれども、その状況を学校に言いにくいんだと思うんです。だから、解決できていないんだと思うんです。

言ったかどうかは分からないですけれども、改善していないということは、多分正しく意見が伝わっていないと思っていて、やっぱりみんな学校は勉強しに来ている、いろんな目的があって来ていると思うんですけれども、何かまずい画像とかが流れているということだと思うんですけれども、そういうのも、中学生の立場でも学校にしっかりそれはよくないんじゃないでしょうかと言って、先生とコミュニケーションが取れていれば直ったのかもしれないので、そこはやっぱり弱い立場だと言いづらいとかというのもあると思います。

あと、画像とかも、今ＳＮＳ時代なので、守られる権利に入るんですけれども、ふざけていたりとか、いたずらでも、やっぱり駄目なことは駄目だとちゃんと言えるような環境、当たり前だと思うんだけれどもそれができていない学校ももしかしたらあるのかもしれないから、それをちゃんと整えていく必要があると思いました。

森田委員長　　どうですか。今、言われたことについて、これはちょっと違うなとか。

委員　　ｉＰａｄとかのことは、言いにくいとかではなくて、そもそもｉＰａｄはほとんどプライベートになってしまっているから、先生としたとしてもそこは改善していかないし、改善していかないというか、隠し通していく人たちが一部いるわけで、そういう人たちが共有とかをして、だから、そこはちょっと違うかなと思いました。

森田委員長　　私たちは調査部会で少し議論したことについて、３人が自分たちが言いたかったことを少し深掘りして語ってくれました。このことを含めて、どういうテーマにつないでいったら１年半の議論になっていくんだろうかということを、みんなそれぞれの年代や場所によっていろんなことを感じている。でも、共通している何かが今あって、それを深掘りしたり、あるいは広げていろんなところで聞いたりすると、本当に今、世田谷区が子どもの権利条例をつくって、そして、そういう中で評価検証するときのまず第一歩として、こういうテーマを設定してみんなで少し話し合ってみようというところに持っていけたらいいなと思っているということです。

今３人の話が出てきたんですが、これを踏まえて、どうですか。

委員　　共通性、すごい難しいと思いますけれども、どれもこれも、今まさに問題になっているというか、いろんなところで聞く話かなと思うんです。１つ目は、多分それこそ昔からある意見表明権の話かなと思いますし、２つ目は、聞きながら最近だと思いましたけれども、我々の頃は１人１台ｉＰａｄはなかったので、そうか現代はそんな感じなんだなというのがありました。ただ、これもちょっと私も状況があまりよく分かっていないところがあるので、詳しくやっていくと、１つは確かに学ぶ権利の問題もあるし、やっている人たちはなぜそれをやっているのかという純粋な疑問もあり、それはもしかすると、先ほどの話にもつながるかもしれませんけれども、これに何の権利が絡んでくるのか、いまいちまだ分からないなと思いながら聞いていました。

３つ目も、本当にいろんな要素が加わっていて、ものによって違うのかなという気がしたんですけれども、確かにプライバシーの権利とか、これもものによって加害者と被害者の話は結構いろいろあると思うので、なかなか何がというのは言いにくいんですけれども、本人たちの意図しないところでさらに被害が拡散するところなのかなと思いながら聞いていました。すみません、まだちょっとまとまっていないです。

森田委員長　　何か感じたことはありますか。そこから派生的に何か語りたいこともあったらどうぞ。

委員　　お三方の意見ですけれども、事前に私も出させていただいたのと結構

似ているなと思いながら聞いていました。委員の方が言われていた学校でその権利が守られていない、意見が言えない。そこのところは、私は非常に自由な学校で育ったので、理想の学校の姿みたいなものが自分の中にあるんですけれども、これはいわゆる私的自治というか。

いずれにしても、世田谷区立の学校とかだと、例えば区立の学校は、こういうガイドラインで例えば人権を守りましょうねとか言いやすいところなんですね。だけれども、世田谷区は特にですけれども、高校にもなると、もう私学、国立とかに行く生徒も多くて、区がこういうことをやってくださいといって、学校に影響力を及ぼしにくいというところが非常に問題としてというか、枠組みとしてあると思います。

個人的には、本当は各学校にこういうふうな学校にしてくださいと言いたいところですけれども、多分言えない。組織としても、それぞれ憲法上の私的自治とかもあるし、教育の自由とか、学校の自由とか、若者の自由とかがあると思うので、なかなか言いにくい。それをどうやって学校の外側に若者世代の権利を擁護できるような機関を設ける、あるいは世田谷で若者の権利を守る憲章みたいなものをつくるとか、そういうところに抽象化するといけるのかなと思いながら聞いていました。

委員　子ども委員の方たちのお話を聞いていて、一番最初のお話では、とにかく子どもがやりたいと言ったことに対して、すごく強調されていたのが、先生から説明はあったけれども、納得する理由が得られなかったと言っていたなと思っていて、きっと子どもたちも先生たちからの意見を聞きたいと思っているんだけれども、そこに納得できなかったけれども、上からの意見で押さえつけられてしまったみたいな形だったのかなと、話を聞いていて、体育祭の話も、スマホの話も思いました。

なので、ここにはやっぱり先生たちが子どもと対等な対話ではなくて、ちょっと上下関係がある対話になってしまっているというところが課題なのかな。だから、やっぱり大人たちへのこの権利の周知というのがちょっと薄いのかなと話を聞いていて感じました。

もう一つ、校長先生がお話ししていた学ぶ権利というところでは、学校で多分クラスの中でおしゃべりがすごく多くなってしまって授業が進まないとか、先生の声が聞こえないぐらい周りの子がお話ししてしまっているみたいなことは結構あると思っていて、それと同じようにテレビをハイジャックしてちょっと楽しんでいる子がいたりするという、学校でそういう困ったことが起こったときに、校長先生が、これはみんなの学ぶ権利を侵害されていることなんですよとお話ししてくれたことが、その校長先生すごいなと素直に思ったんです。

なので、学校の中で自分が生活しにくいなと子どもが思ったときに、何かしらの権利が侵害されているんだということを校長先生が、これは学ぶ権利を侵害していますよと言ったことで、あっ、自分たちにそういう権利があるんだと、きっとそこで気づいた子がいるんじゃないかなとお話ししてくれたのかなと思ったので、やっぱり子どもたちにも、日常、何か居心地が悪いな、もやもやするなということは、何か権利が侵害されているのかもしれないよと知ってもらう、子どもたちにそれを知ってもらうことも大事なんだというふうに感じました。

森田委員長　今、皆さんにも配られている資料１を見てください。調査・検討部会で、皆さんのペーパーで出てきた意見を基にテーマを議論しました。そのときには、もちろん課題共有会議で出てきた意見を踏まえてこの議論をしたんですが、多分皆さんは個別のすごくそういう体験的なところで語ってくれていて、それが私たちにとってみると、知らないことで、へえ、そうなのかということを聞きながら、これをどういうふうにつないだらいいだろうかということをずっと考えていくわけです。

そうすると、資料１の８ページ、調査・検討部会で出た意見の①で、キーワードとしては、抽象度と普遍性にもちこんで個別の事例に入り込まないようにしたい。個別の学校の話になってしまうと困るわけで、それをどういうふうに私たちはテーマにしたらいいかを考えていく。だけれども、皆さんには具体的に話してもらわないと皆さんの価値がないですよね。意見の具体性というところで重要だと思うので、そういう意味で、先ほど言われたみたいな、世田谷の子どもの権利条例には20の条文があるのですけれども、その条文のどこかにひっかけるか、それとも、もうちょっとそれを具体化していく。先ほどの話の中でいくと、もうちょっとそれを普遍化、抽象化していくような話の中で具体的な話が盛り込めるようなところへ持っていくか。この辺を少し皆さんと議論できたらいいかなと思っています。

９ページの意見②を見てください。子どもの権利委員会の中で皆さんと一緒に考えたテーマを基に、調査をしたり、あるいは検証をしたりしながら、具体的な提言につながっていくようなことを１つ調べたい。第１期なので、そういうことを強く考えているわけです。10ページを見ていくと、権利を学ぶとか知るというところがどうもスタートになりそうで、今の話を聞いていると、権利というのが相当にいろんなレベルで使われている。あるいは、20の権利指標なんかもそういうことになっているということで、具体的な話をどういうふうに一般化するかというところで、資料２に、本日の議論に向けた課題意識というのを書きました。

１回目の会議が終わって、課題共有会議が終わって、部会が終わって、私がこんなふうに考えたということです。

話をしながらすごく思ったことは、子どもの権利条例を、世田谷の条例を知るというのはどういうことなんだろう。例えば条例をみんな知っているかなと。それで、次の参考資料を見ると、実は条例自体はかなり知っている。でも、回答割合についても切り取り方によっては大分違うなということを言われています。ちょっとここについて佐藤先生に話してもらいます。専門家として、この見方がいろいろあるなということの考え方の説明をお願いします。

佐藤副委員長　15歳から29歳の若者を対象に実施した問27「あなたは、子どもの権利についてどの程度知っていますか？」というところの回答を、どのように解釈をするのかというところが問題になると思いました。例えば、選択肢の中の「聞いたことはあるが、内容までは知らない」という回答を「知っている」と取れば63％が「知っている（過半数）」となり「知らない」と取れば「知らない」人が過半数になってしまいます。何を知っていて、何を知らないのかを今回の調査で明らかにする必要があるのではないでしょうか。

確かに子どもの権利について学んだり、聞いたことはあるんですが、具体的に知っているのかというと、恐らくほとんどの人たちがそうではないのではないかと思っています。

子ども委員の方々が話してくださったことを聞いて、本当にそんなことがあるんだと驚いたというのと、学校の中でそんなことが起こっていて、そんなことを経験しているんだというのを改めて知りました。

若者委員の話を聞いていて思ったのは、意見表明権について、その権利が何を意味するのかを「大人がもうちょっと分かって対応しなければいけない」「もうちょっと何とかしてほしい」というふうなお話なのかなと思いました。これは今回のテーマに乗せていけるものなのではないかと思って聞いていました。他の若者委員が言ってくださったことというのは、個人情報を大事にするとか、個人情報に関わる権利のことについての焦点化なのかなと思いました。テレビジャック、あるいは画面をジャックするというところの私の理解は、今授業に集中をしたいのに、いつ自分の、あるいは友達の悪口が出てくるのか分からないということで、合っていますか。違う。違うんだ。

委員　悪口もそうなんですけれども、どっちかというと、ミラーリングとか、画面共有する目的が、授業を邪魔するということなので、ちょっと……。

森田委員長　多分、阻害される、そのことが嫌なんだよね、きっとね。

佐藤副委員長　　大学の授業でいうと、コロナでオンラインが始まったときには結構あったバックドアから知らない人が入ってきて授業をかき乱すということは問題にはなったんですけれども、ヘルプデスクというコンピューター関係の部署で、そういうふうなことが起きないように管理をする人たちが対応したので、その後授業がかき乱されたという経験は一度もないんです。

だとすれば、小学校、中学校、高校でそういう部署がないということ自体が、権利侵害につながっているのかなとか、基本中の基本だと思うんですけれども、そこがないということにすごく驚きました。それと予算の問題なのかと、自分の経験とも重ね合わせながら聞いていました。

その辺のことについては、恐らく若者委員の学校だけではなく、いろんな学校の中で起こっていることでしょうし、その辺を調査で聞いていくというのも、委員会のテーマには合っているのではないかと思いました。

森田委員長　　今の佐藤先生の話を聞きながら何か感じたことはありますか。つまり学校というところ、学校に行っていない子どもたちもいっぱいいるので、そういう子どもたちや、それから課題共有会議の中では、障害の子とか、あるいは乳幼児期の子、こういったところの子どもたちなんかもきちんと対象にして議論をしていってほしいということがすごい要望として出されているので、ここの委員としていないから余計になんだけれども、そういう意味でいうと、具体的に学校、学齢期の子どもたちをまず第一に対象にしていくという方法もあるし、それからさっきの議論の提案、子どもの権利条例は20の「子どもの権利」の条文を持っているんだけれども、ここの知るということ、知っているという話がさっきあったじゃないですか。知っていると言われたんだけれども、何を知っていることを知っているというんだろうということが、少し違うかなと感じました。

例えば参考資料を見ると、世田谷区の子ども条例について知っていますかと。子どもは素直だから、小学生高学年は19.5％が知っている、中学生は15.3％です。知っているのは２割以下なんです。私が別のところで小学生に会ったときも、条例を知っているかと言ったら、知らないと。友達も知らない。みんなそうなんです。知らないんです。

皆さんは、よく来てくれたと思うんだけれども、やっぱりほとんどの子たちは知らないんですね。10何％ぐらいは知っている。でも、その知っているという中見も随分違う。何を知っていることを知っているというんだろうかと。これも随分深いなと思ったわけです。そして、どういう

状態まで理解したら私たちは知っていることになるんだろうか。それは、ひょっとしたら大人と子どもで違わないかとか、あるいは年代で違うのか、それとも立ち位置で違うのか。学校とか、要するに20の条文の中で、それは大人と子どもで違うのか、立場で違うのか、さっきの話ですね。社会的養育で暮らしている子どもと家庭にいる子どもでは、言葉の使い方も違うか、どうなんだろうかと。

その先というのは、もうちょっと先になるからここまではいいかもしれないけれども、今皆さんが話していることと重なることだと、知っているとか知らないと言ったり、あるいはその言葉の持っている意味。例えば意見表明といっても、先生と生徒の違いであったり、あるいは授業に対して学校で学ぶということに対しての気持ちの違いみたいなものや、あるいはさっき言っていた若者として情報発信をしていくときに、つかんだものをもっとみんなに伝えたいという思い。これは年代によって少しずつ、立ち位置によって違っていくみたいな話。

そういう意味でいうと、条例を知るとはどういうことなのかとか、条例をどういうふうに知っているかとか――どういうふうに知っているかというのは、意味は分かりますか。どんなふうに理解しているかと言ったらいいかもしれない。

この条文の何かでいいんだけれども、ちょっと意見表明は難しいかもしれない。あまりにも結構大きいタイトルだから。どんなふうに理解して、どんなふうにそれを具体化できることが子どもの権利の中で重要なんだろうと考えるかとか、何かそういうふうに考えてみると、大人と子どもの理解の仕方とか、それから立ち位置によって大分違うとか、そういうことが出てくると、それは１年半はちょっと難しいかもしれないけれども、あまり難しいテーマではなくて、条文と重ねながらその違いみたいなものを考えていくというのが１つかなと思いながら、今日聞いていました。

さっき社会的養育の話をしていたじゃないですか。つまり第一、第二の居場所、家庭というものに対する考え方とか、学校というものに対する考え方。学校に行っていない子だったら捉え方が全然違うじゃないですか。だから、条例の中で何を一番大事にしたいかとか、20の中の一つだけでも知っている条文はあるのかという聞き方をしていくと、その中でどういうことを大事にしているかとか、大人の年代だとか、状況とかによって価値が違ってくる気もしたのですが、大人としてどうですか。大人世代として、条文の中でやっぱりキーワードは学校ですか。

委員　　多分、取り組みやすいのは学校なのではないかというのは素朴に思い

ます。なぜかというと、３人とも今の生活の多分大半は学校の中にいるので、自然と学校の中のほうが取り組みやすいというのは、まずあるんじゃないかと思いました。

あとは、前も意見で書きましたけれども、抽象度が上がっていると非常に取り組みにくいので、意見表明をどういうふうにやったらいいかとかというとすごく答えが出にくいので、例えば自分たちの学校生活の中で、意見を表明できないようなシーンはどういうシーンがあって、例えば区がどういう支援を差し伸べるとそれがやりやすいのかとか、若干誘導的ですけれども、最後のアウトプットがちょっとおぼろげに、それを意識しつつ、かつ世田谷区という当事者がいるので、世田谷区も関与しつつ、どういうことが若者の生活に対してできるのかという大きな枠組みを意識しながらやると、拡散しにくいかなと思っています。

森田委員長　学童とか児童館とか、赤ちゃんたちの居場所事業とか、そういうのに関わっていらっしゃるんですよね。そこと何かつなぐ今の話、具体的には、利用している子どもたちの参加とか意見表明みたいなものを考えているか、どう考えているかでもいいんだけれども、どんなふうにその人たちの居場所みたいなものとか、お互いの意見交換みたいなことをしているかみたいなことだったら、聞いているかなと思ったんだけれども、そうするとどういう内容を聞いているかが見えてくるかと思って。

例えば課題共有会議の中でも、いろんな形で子どもたちの指標が出てきて、今、学校でもそういうテーマでいろんな議論というのをしているんですよね。違いましたか。

委員　一応、そうです。

森田委員長　一応。すごく素敵な言葉です、一応。それが多分、本当ではないんですね、きっと。語れるところまでで全然構わない。

委員　議論というか、自分たちでテーマに向けて企画づくりみたいな感じで活動しています。議論は、基本的にそんなに時間がないので、会議自体、そもそもブロックごとに分かれて話し合っていて、全体で話すことはほとんどなくて、ブロックの代表の人が毎回しゃべっていて、その全体の会議自体が本番を含めて３回ぐらい。ブロック会議が１回あるかないかぐらいなので、そんなに話せないです。

森田委員長　でも、その話すということは、やっぱり子どもたちの中でいうと、話すことに対する期待感みたいなものを持っている人でないと参加しないでしょう。こんなの話しても駄目だよみたいな人たちは来ないでしょう。

委員　各学校のメンバーが２人、絶対に出てきます。全員２年生で構成され

ていて、正直、特に意見、私のグループだと意見の交換はあまり活発ではなくて、決まったことについてしゃべるみたいな。決まったことというか、自分たちがやる企画について事務的に発表して終わりみたいな。あとは、オンライン会議なんですけれども、１回目と最後の発表だけが実際に行く会議で、オンライン会議だと先生からの指示が裏で飛んでいるので、自分たちの発表が終わった後に、意見共有とかをするときは、正直、自分たちではなくて先生の指示が飛んでいるはずです。

森田委員長　　なかなか自分たちの議論、自分たちの中での対話、それはなかなかできない。

委員　　そもそも面識がないので、ほとんど初対面みたいな感じで、ちょっと話しにくい環境でもあるし、オンラインだと余計もっと話しにくい。実際に会ったりすると、結構、雑談とかも入れながら話合いができるから正直話しやすいけれども、オンラインだとやっぱり制限されてしまうから、あまり活発にはできないかな。

森田委員長　　どうですか。「ねつせた！」なんかで話をするときは、やっぱりそんな感じはあるのかな。

委員　　「ねつせた！」は、世田谷区の公認でやらせてもらっているのもあって、どうしても大人の力がないとなかなか難しいと思うんですね。「ねつせた！」は広報活動なので、またちょっと自由というか、そこまで意見を出し合って、今、代表をつくったんです。代表制にして、今、高校生の女の子がやってくれているんですけれども、そのトップの子を中心に、世田谷区の方だったり、大人の方に入っていただいて組織として成り立っているような状態だけれども、純粋に子どもたちがこれをやりたいですと言っただけでは、やっぱり否定されたりとか、それは現実的にちょっとできないよねということはやっぱり言われますけれども、これは正直当たり前かなとも思っているんですね。

ただ、学生の子たちの会議みたいな、それはもう純粋に子どもの意見を聞かなければいけない場だったときに、オンラインでやられていて、裏から指示が飛んでいるというのは、ちょっとよくないかなと思います。そっちのほうが子どもたちの意見をちゃんと聞かなければいけない場所なので、難しいですけれども、信頼関係も多分つくれていないから言いづらいというのはあると思うんですけれども、やっぱり広告媒体として運営していくやり方と、会議として、そのほうが多分もっと学校の校則だったりとか、すごく重要な話をすると思うので、だから、ちょっとそれは私はあまりいい状態ではないのではないかと思いました。

森田委員長　　今聞いていて、議論していくときに、学校の中でも子どもたち、生徒

の中での議論と、先生との議論があるじゃないですか。意見表明のトレーニング、そういう仲間の中での対話みたいなことと、先生との対話とか、そういったことでの意見表明の、トレーニングとは言わないし、やっぱりそういう場なのかな。そういうのは、もともと学校の中でありますか。

委員　　私の学校は結構特殊で、ほぼ毎授業グループワークという形なので、生徒同士の意見交換というのはすごくされているんですけれども、やっぱり先生との対話となると、先生と対等な立場で話し合う場というのはないのかなと思っています。私が去年生徒会に所属していたときは、生徒会の中で、先生と校則だったりについての話合いは必要だよねという案が出たんですけれども、なかなかつくれないというか、それは果たして生徒から提案するべきなのか、先生から提案するべきなのかというのも全然何も分からない状況だったので、先生との話合いの場をつくるのはすごい重要なんですけれども、難しいのかなと思いました。

森田委員長　　児童館とか、そういった学校外のところに子どもたちのいろいろ居場所があるわけだけれども、そういうところで見ていて、こういうような同じ話というのはできると思いますか。大人との関係性とか、大人との理解とか。

委員　　子どもと大人が対話をするということですよね。

森田委員長　　それがどんなふうになされているかとか。

委員　　私、個人的にアップスがすごく近くて、いけせいと、もう１か所、野毛があると思うんですけれども、実際どうかは分からないんですけれども、児童館は割と小学生の居場所。やっぱり中学生、高校生になって、自分の意見を表明しやすくなると、やっぱり青少年交流センターのほうが、そこの対話みたいなところは意識しているんじゃないかという気はします。

森田委員長　　こういう議論の仕方をしていけば、学校だけではなくて、子どもたちの意見はどういうふうに形成されたり、あるいは反映されたり、そういうことを学校のみならず、児童館にしても、世田谷区内のいろんな施設がそれを考えているのか。そういう設定をしていくことはどうなんだろと今皆さんの話を聞きながら思っていたんです。そうすると、捉え方みたいなものが、それぞれの場で少しずつ違う。その少しずつの違いが、例えば皆さんだって、こんなのは絶対に駄目だよねというところも見えてくるかもしれないなということを今感じていましたけれども、どうでしょうか。

社会的養育の話が今あまり出ていないんだけれども、ちょっとそうい

うところを触れていただければと思います。

委員　　なかなか社会的養護と今の話を結びつけるのは難しいかもしれないんですけれども、ちょっと質問してもいいですか。

体育祭で男子がスカートをはいて駄目というのは何でですか。イベントで、踊りか何かをするときですよね。毎日学校に通ってくるときというわけではなく、体育祭で、取りあえず今回問題になったのは体育祭の場、それは何でなんですか。

委員　　それも、学校全体で駄目となったわけではなくて、やろうとしていた生徒１人に対して、ある先生が注意したみたいな感じで、でも、ほかの先生に聞いたらいいという先生もいたんです。それが学校全体の認識として一致していないというか、先生によって意見が違うので生徒も混乱してしまって、別に男子生徒がスカートをはいたら駄目という校則はないのに、その先生の個人的な意見で、生徒の自由というか生徒がしたいことができないというのは何でだろうというのが話題に上がりました。

委員　　校内でのスマホの利用が一切禁止されている、学校に行ったらもう使えない。それは何でなんですか。

委員　　それも、先生側からこれといった理由が話されていないので、私たちもその理由がほしいんですけれども、全く先生からその理由が説明されることはなく、スマホの利用に関しても、ある先生は授業内で許可したらオーケー、ある先生は授業内であっても駄目というので、それでまた学校内の認識のずれというのが生じてしまっていて、なので、これといった理由は先生から話されることは今までなかったですね。

委員　　そのあたりがやっぱり問題なのかなという気がしていて、ハイジャックの話というのは、何となく学級崩壊のｉＰａｄ版みたいなイメージで聞いたんですけれども、そういうイメージで合っていますか。

委員　　学級崩壊というか、どっちかというと学校崩壊のイメージのほうが合っていると思って、ある特定のクラスとかではなくて、誰がやっているかも分からないから、正直、クラスとかそういう規模ではないし、ｉＰａｄのことは小学校の頃から、配られた直後というか、共有ができると分かったときぐらいからやる人が出てきているのはあるし、小学生のほうがやりにくいといえばやりにくいです。授業中は基本的にｉＰａｄの自由な使用が許可されていないんですけれども、隠すのがうまくなったというのがあって、逆にｉＰａｄを使っていないクラスからほかのクラスに画面共有とかをしていて、正直、クラス単位という話ではないかと思います。

委員　　そういう子どもが困っていることに対して、さっきおっしゃってくだ

さったように、子どもがちゃんと守られないという状態というイメージでいいですか。

委員　　おっしゃるとおり、私も話を聞いていて、校則の話ですごくうなずいてしまったんですけれども、学校にもよると思うんですけれども、私の学校もとても厳しい校則がありまして、今はちょっと変わったかもしれないですけれども、例えば携帯はもちろん学校に行ったら預けるんですね。あと筆箱とかも指定の筆箱を買ったりとか、小学校のときは鉛筆しか使えなくてシャーペンは駄目だったり、カラーペンは駄目とか、髪も絶対に結ばないといけないとか、ひどいと身につけるものの指示までされたりした過去があったので、ちょっとそれは人権侵害というか。それを、やっぱり私たちのときも、先生に言われて、大人に言われてのみ込む。何か反抗的なことを言うと、連絡簿といって、学校の先生から呼び出されて三者面談になるということがあったりしたので、行き過ぎてしまっている校則の問題とかもあると思うんですけれども、すごくつらかったですし、多分、ｉＰａｄのハイジャックの話とかも、誰がやっているか分からないし、そもそも大学とかだったらプラットフォームで、ちょっとおかしいです、助けてくださいという意見を普通は言えるし、そこで解決する問題なのに、それが多分、立場が低いというか弱いから言えていないし、その環境もつくれないとなると、先生とか学校の偉い方に従うしかないんじゃないかなというのが現状だと思いますね。

委員　　そういうお話を伺うと、子どもが権利を知っているかどうかではなく、やっぱり大人側の問題なのかなという感じがします。３人のお話を伺っていて、大人がどれぐらい子どもの権利の内容について実際の具体的な場面でそれが活用できるのか、あるいは大人は試みたけれどもうまくいかないのか、違った理解をしているのか。分からないですけれども、子どもの問題ではなくて大人の問題なのかなというのをとても感じました。

森田委員長　　ほかに何か御意見はありますか。今の話を聞きながら思ったんですが、一番最後の子どもの権利、あるいは子どもの権利条例の理解というところで、具体的には大人調査が実はほかにはあったかな。東京都はあるんだけれども、世田谷区はたしか子育て調査のところではあったんじゃないかしら。子ども調査だけでしたか。

寺西課長　　やっていないです。

森田委員長　　なかったですか。１つは、もちろん若者調査のところは少し出てくるんですけれども、大人がどこまで理解しているか。でも、直接一番大事なところは教師だとか、それから支援に入っている職員だとか、こうい

うところの理解なので、しかも、それがどれぐらいの質で、どれぐらいのレベルで知っているのかということがやっぱりすごく大事で、このあたりのところについて、具体的に何らかの調査と、実際現場がどこまで掌握できるか分からないですけれども、どこを対象にしてどんなふうにこれをやっていくかということについては、ちょっと時間をかけて、ここから議論していくと。

学校だけではなくて、子どもが今困っているところというのは、多分ほかの状況を聞けば、多分みんな困っていると思うので、そういう意味で、皆さんが各年代のところで言ってくださったことを踏まえて、子どもの権利、あるいは子どもの権利条例の支援者、大人理解度をみたいなところを今回ターゲットにしていく。

それを１つのテーマとして仮説を立ててみると、例えば、具体的に高校ではどんな場面が設定できるのかとか、中学だとどこの場面を設定できるのかということも対話をしながら、量的にそれを調べるのか、あるいは訪問型で幾つか抽出していって調べていくのか、何を調べるのか、どういう中身を調べていくのかということは、また、皆さん、子どもや若者たちの声をいただきながら、調査検討会で仕掛けていくみたいな形。

そうすると、今皆さんがおっしゃったことの中で、やれそうな部分があるのではないかという気が私はするので、学校だけをターゲットにするのでは拠点的に下がるかもしれないけれども、深まるかもしれないけれども、多分できないこととか見えないこともあるだろうから、もうちょっと広げさせてそこをしてもらうということをしてはどうかなと。それも、対象をどこまで広げるかということについても少し時間をいただいて検討してみる。そんなふうにしてみたらどうかなと思ったんですが、どうでしょう。

そうすると、最初に出てきていた子どもたちの話を聞くというのは、どうやって聞いているんだろうとか、対話はどこでなされているんだろうとか、あるいは、どんなふうに意見反映ができているかとか、意見を出すというトレーニング場はどんなふうに形成されているのかとか、そんなのもヒアリング項目や調査項目の中に入れれば入ってくるので、それを大人たちのところで、要するに関係者をターゲットにして、まずは厳しく。そして、成果が出てくるような対象を少しやっていく。結構大変だとは思うんだけれども、そんな話かなと今皆さんのお話を聞きながら思いました。

一言ずつちょっと御意見を頂戴したいと思いますけれども、どうで

しょうか。そんな形でやっていけば、意見とかをいただけそうな気がする。そして、最後また専門家のほうに回すので、いいですか。

委員　　方向性としては、大人のそういう子どもの権利に対する認識を問う、フィット・アンド・ギャップを問うというのでいいかなと思います。

あと、学校にせよ、例えば保育とかそういうのにしてもですけれども、これは私の仮説なんですけれども、比較的区の関係の人は、実践できているかどうかはともかく、何だかんだいってやっぱり知っているのではないかと思うんです。私学だったり、私立の認可保育園だったりというところで、世田谷区の思想が及びにくいところ、ドメインの違いがあると思っていまして、そういうところで例えば何か違いがあるのかとか、ないのかとか、そういうのを議論すると、区がどういうアクションを取るのかというのが比較的やりやすいのかなとちょっと考えたりしました。

委員　　私も学校で働いていたことがあるので、学校は子どもたちに自治を任せるというか、自分たちの学校を自分たちで変えていけるよとか、自分たちでよくしていっていいんだよと任せている学校と、そうではなくて、やっぱり先生、大人の指示に従うことをよきとしているところと、結構カラーがあるのかなと思っていて、そこのカラーが違うところにどういうふうに切り込んでいくのかというか、自治を任せ切れない、大人が子どもを信じ切れない学校に、本当に実のあるものになるといいなと思うんです。そこをどういうふうに評価検証していくかというのが、どういう状態になったら知っているというのだろうかというところが、言葉だけを知っていてもやっぱり意味がなくて、それを子どもたちがちゃんと実感できるようになるというところがなかなか難しいと思って今聞いていて、逆に学校はすごく難しいなと思いました。

森田委員長　　そういう意味で、これから調査部会も入っていくので、どこをターゲットにして、何を聞いたら何が見えてくるかというところを探っていかないと、そんなにたくさんのことはできないので、そこは、またここから議論を積み重ねていきたいと思っています。

３人は、次は皆さんの御予定だと４月になってしまうのですが、そこまで先になってしまうので、こういうふうに話を進めてほしいという希望があったら、どうぞ。

委員　　私は、去年、ヒアリング調査に行ったときに、本当に森田先生がおっしゃるように、学校だけに限定するというのはよくないと思っています。なぜかというと、例えば児童館の子にヒアリング調査に行ったときの回答と、例えば世田谷区立の学校に行ったときの回答と、また別に、

世田谷区に住んでいるんだけれども私立に行っている子で全然意見が違ったり、今日来てくださった高校生と中学生の学校によっても全然違ってきている部分、例えば校則も違ったり、学校によって考え方が違ったり、意見を言える学校もあれば、グループワークをやっているような高校もあれば、意見を言えない立場の学校もあったりするので、幅広く例えば評価検証する際もいろんなところに行って、いろんな立場の子どもたちの意見をしっかり聞いていくほうがいいと思います。

あと、御意見があったということで、例えば不登校の子だったり、障害を抱えて特別支援学校で学ばれている子どもさんでも全然違うと思うんです。立場が違うから、一個人の若者として思うのは、１つの限定した場所ではなくて、様々なところからヒアリング調査をして、どういう子どもたちがいるのか、成功例もあると思うんですね。成功している例と、失敗というか、意見が聞けていない、問題があるところもあると思うので、両方しっかり、大人側と子ども・若者委員と一緒に評価検証していくところが大事かなと思っています。

森田委員長　　どうですか。

委員　　正直、大人の意見とか認識は、子どもの認識とかに結構大きく関わってくると思うので、そこの変化みたいなのは、大人の認識の変化と子どもの認識の変化について比べたほうがいいんじゃないかなと思います。

委員　　少し重なってしまうところもあるんですけれども、私の学校は、すごく実は校則が緩くて、髪の毛も染めていいし、制服もなくて私服登校でもよくて、そんなすごい環境がいい中なのに、生徒の権利が守られていないと感じてしまう瞬間があるのは、ほかの学校で校則が厳しい学校だったらもっと侵害されてしまっているんじゃないかという気づきがあって、私自身ももう少しほかの学校と比べたりという感じで視野を広げたいなと思いましたし、学校外の場所での意見の表明の権利だったりについても、自分自身ももうちょっと考えたいなと思いました。

委員　　私も賛成で、やっぱり大人側にも聞いたほうがいいし、子ども側にもというのはそのとおりだと思います。

それで、さっきからアンケートの話が度々話題になっていますけれども、やっぱりアンケートは数で分かりやすい分、その中身が分からないので、そんなことができるのか分からないですけれども、大人にも子どもにもインタビューなり、アンケートなり、全部は無理だと思うので幾つかとなると思うんですけれども、そういったものを聞きながらいろいろ考えていけるといいのかなと。特にさっきの話とか、子ども同士の話もあるので、やっぱりいろんな子どもに聞けたほうがいいのかなという

気は、私もしました。

委員　　大人の認識というのは、調査してみるといろいろ分かることがあるのではないかと思ったんですけれども、これはもう想像なんですけれども、あえてそういうふうに、例えばさっきのスカートをはいては駄目とか、スマホを持ってきては駄目とか、何か多分理由があって、子どもの権利のこっちの権利を大事にしようと思ったらこっちとぶつかるとか、あるいは誰かの権利を守ろうと思ったら、あるいはより多くの人が住みやすく、安全に暮らせるようにしようとしたら、そうしたらこっちが犠牲になるとか、多分何かぶつかりやすいものとか、妨げになりやすいみたいなものがあるのではないかという気がしていて、そこをどう乗り越えたり、どう折り合いをつけていくかということが、恐らく大人側の課題でもあるんだと思います。調査を通じて、子どもと関わる大人が何か気づきが得られるような、そういうふうにすればうまくいくなということが少し見えるような調査になるといいのではないかと思いました。

佐藤副委員長　　学校を調査の対象にするというのはすごく難しいと思うんですが、皆さんの意見を聞いていると、そこを超えても調査を行っていく価値があるんじゃないかと思います。ただ、この委員会や調査の目的は、悪者を探してその人を責める、あるいは行動を変えさせることではないことを共通認識とし、大人や関係者に快く答えてもらうことを、丁寧に説明してやっていくことがすごく大事なんだろうなと思いました。

森田委員長　　ありがとうございます。実は、今日は決まらないんじゃないかというぐらい皆さん心配してくださって、大丈夫だよ、決まるよ絶対と結構楽観的だったのは私ぐらいなんですね。今日、皆さんとお話ししていて、やっぱり大人と子どもの意識のずれとか、大人同士の中でも多分立ち位置によってずれが、私はずっと思っているんですけれども、言葉は言葉だけ独り歩きしてしまうと、例えば本当に子どもの権利とか、子どもの権利条例という世田谷の条例といっても、イメージするものが全然それぞれに違うと思うんですね。それをどういうふうにそれぞれの立ち位置で共有していくか。

だから、権利の具体化、私も50年もこれに関わってきて、具体化は、どこをターゲットにして、どこを攻めていけば何が見えてくるかというのは本当に難しくて分からない。全然違うところに到達することがあるんですね。だから、そういう意味でいうと、私たちが手がけてみるけれども、ひょっとしたらそれはちょっと違ったかもしれないなと思うかもしれないけれども、まずはやっぱり大人たちを中心として、支援者もですけれども、学校、そして子どもたちが様々に支えられていると言われ

ている子どもの権利の具体化をしてくださっているはずの人たちの子どもの権利認識、あるいは子どもの権利条例の認識というものをまずは調べさせてもらって、そして、そこで具体的には子どもの権利委員会そのものとがやはり対話を重ねていく。今、佐藤先生おっしゃってくださった。要するに対話を重ねながら、何をこの中に盛り込めば、つまり私たちがどういう具体的な施策を盛り込めば、この子どもの権利ということで最も、さっき言っていたように、こんなに自由なのに何かが欠けているぞ、これはすごく大事な問題提起ですね。

多分、一番大事なところは、きっとそういう形式的なものではないんですよ。そうだろうということは、ある程度子どもたちは分かっているわけですね。だから、それを言葉として共有しながら、大人はそれをどういうふうにカモフラージュして、日々、仕事をしているのか。それではもう駄目なんだということを認識してもらえるような、恐らくこの１年半の取組なんだろうと思うんです。

多分、世田谷の子どもの権利条例が目指している、世田谷区が子どもの権利を文化に育て上げるというのは、皆さんの生きざまそのものの中にそれが反映されていかなければいけないので、非常に困難だけれども大事な取組なので、その第１回目として、１年半やるのにまずは関係者たちの子どもの権利、あるいは子どもの権利条例の認識を問うというところから、子どもの認識と専門家たちの認識のずれというところに焦点を当てていくということで進めさせていただこうと思います。

ということで、皆さんの共感が得られたということで、何とか今年度の最初の会議を終えることができて、さんざん議論してきましたけれども、どうでしょうか。事務局のほうは、忖度していないぞということを含めて、部長も含めてせっかく来てくださったので、子どもの権利委員会はこんな議論をするんだなということを多分体験してくださっていると思うんですが、ちょっと何か感想を一言言っていただいて。これは無視されたら困るからね。よく言うんですが、無視されても困るし、介入され過ぎても困る。ここは難しいですよね。そんなところを少しお話しいただけたらと思います。

松本部長　　子ども・若者部長です。今回、６時半からスタートして、最初、前半はまとまるのかなと本当に率直に不安になって聞いていました。でも、皆さんが話していく中で、共通項といいますか、やっぱり通底するところをすごく探っていく作業というのは、本当に丁寧にしていただいたというのはすごいなと思いました。私も、皆さんの話を聞いている中で、混乱している頭がだんだんだんだん整理されていくというのを一緒に

体験できたというのは本当によかったと思っております。

最後、１年半後にどういった声を、ギャップを埋めていくものを何にして、何が必要なのかというところは、ちょっとまだ皆さんもこれから探りながらになると思うんですけれども、お話がありましたように、ぜひ各現場がエンパワーメントされるような取組につながればいいなと思っています。そうすることによって、よりよい世田谷区の子どもの権利を保障していくまちが文化として築かれていくんだろうなと思いました。ありがとうございます。

森田委員長　　では、お渡しします。

寺西課長　　今日は本当に貴重な議論をいただきまして、ありがとうございました。非常に中学校、高校のリアルな、本当にそんなことが起きているんだなというのを初めて知りまして、ちょっと区の職員としても考えさせられるすごく深い議論だったと思っております。今回のテーマを決めていただきまして、これから部会で深めていって、また本会に戻すというプロセスで進めていきたいと思っております。

最後に、事務局から２点、事務連絡をさせていただきます。まず、今日の議事録については、整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきますので、御自身の御発言の部分を確認いただきまして、修正がありましたら事務局まで御連絡いただければと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに公開させていただきます。

それから、事務連絡の２点目でございます。先ほどもお話がありましたが、次回の子どもの権利委員会の本会の日程でございます。皆様に事前に確認させていただきましたとおり、令和８年４月５日日曜日になります。日曜日の10時から、同じ北沢タウンホールの12階スカイサロンにて開催したいと考えておりますので、時期が近づきましたら、また改めて御案内をさせていただきます。

それでは、長丁場でしたが、時間よりももっと深い議論だった印象が、１時間半とは思えないぐらい中身が深かったなと感じておりますが、以上をもちまして、第２回世田谷区子どもの権利委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。